

(株)パロー本部物流センター建設に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

< 総括的事項 >

- 1 次の場合には、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
 - (1) 当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じたとき
 - (2) 可児市市民参画と協働のまちづくり条例の手続き等を進めるなかで、地区住民等から環境保全に関する意見が提起されたとき

< 個別的事項 >

【大気質】・【騒音】・【振動】

- 2 施設供用後の施設関連車両の走行による大気質、騒音及び振動に係る影響予測にあたっては、施設関連車両（配送用車両及び従業員通勤車両）の通行台数や移動経路等の計画を適切に設定するとともに、予測条件を設定根拠を含めて明らかにすること

【廃棄物】

- 3 施設供用後の廃棄物を環境影響評価項目に追加して予測・評価を行うこと。

【動物】・【植物】・【生態系】

- 4 事業予定地では、既存調査において貴重な動植物の生育・生息や湧水湿地の存在が確認されている。

当該事業の実施により、動植物や生態系への影響が懸念されることから、方法書に基づく調査・予測の結果を踏まえて、適切に環境保全対策を講ずるとともに、その効果を把握・評価するための事後調査を計画的に実施すること。

なお、環境保全対策及び事後調査の内容は、専門家の意見を考慮したうえで、必要に応じて土地利用計画の見直しを含めて検討するものとし、その検討経過を明らかにすること。

- 5 事業地付近はオオタカの行動圏の可能性があるので、引き続きモニタリング調査を実施すること。また、調査によりオオタカが確認される場合は、専門家の意見を踏まえて、適切な保全対策を講じること。
- 6 動物及び生態系に関して、影響要因となる工作物等の存在として、新たに敷設する道路を含めることとし、道路敷設による動物の移動経路の分断等の影響について予測・評価を行うこと。

【景観】

- 7 方法書に基づく現地調査を実施した結果、当該事業の実施により主要な眺望景観の変化が予測される場合には、追加調査等により景観の季節変化を把握したうえで予測・評価を行うこと。

- 8 1～7の措置について、準備書に記載すること。